

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号：32665

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2015

課題番号：26780285

研究課題名(和文) 野宿者支援と「自立生活運動」の社会学的研究

研究課題名(英文) The Sociological Research of Supporting Homeless People and Independent Living Movement

研究代表者

山北 輝裕 (YAMAKITA, Teruhiro)

日本大学・文理学部・准教授

研究者番号：50579109

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：これまで社会学における野宿者研究は、障害という視点を中心に据えて分析してこなかった。一方、野宿者支援の現場では、本格的に当事者の障害に着目し始めている。そこで本研究は、社会学と現場の互酬的な関係性を意識しつつ、障害をかかえた野宿者への支援という社会的実践に伴う二つの困難を、障害学の知見を援用しながら研究史の文脈で検討した。また本研究は、知的・精神障害をかかえる野宿者がさまざまな他者と出会う中で、脱路上までの間にどのような存在として位置づけられていくのかを考察した。

研究成果の概要(英文)：To date, much of sociological research on the homeless has not considered the perspective of the disabled. Yet, at the same time, homeless people's disabilities in the places where they receive support has been increasingly focused upon. Considering the relationship between sociology and people's situations, this research outlines two challenges in the implementation of social support for homeless people with disabilities. This research investigates the path to overcoming homelessness through the story of men with intellectual and mental disabilities and the people they encounter along the way.

研究分野：社会学

キーワード：ホームレス 野宿者 精神障害 知的障害 自立生活 支援

1. 研究開始当初の背景

日本では 1990 年代に経済の構造的変化・建築日雇労働の激減・福祉行政の不備などを背景に野宿者が増加した。

2002 年には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下、特措法と表記)が施行された。

「時限立法」である特措法は 2012 年で 10 年となり失効する予定であった。しかしながら野宿者を支援する NPO を中心に特措法の延長を求める署名が展開されたこともあり、2012 年 8 月に特措法の 5 年間の延長が決まった。

特措法前半である 2002 年頃、主に都市部を中心としてスタートした自立支援センター・一時避難所も、特措法後半時には地方にまで拡充され自立支援システムが整備された。

同時に、NPO が運営する無料低額宿泊施設などの増加によって全国の野宿者は 90 年代後半に比べて大幅に減少した。

厚生労働省による全国調査で野宿者は 2003 年には 25,296 人であったのが、2012 年には 9,576 人と報告されている。

特措法 12 条でも「民間団体の活用」が記されているように、運動団体の多くは国と「協調」することへ移行した。

また 2008 年頃からの生活保護運用の変化もあって、90 年代の野宿者支援の状況と比べれば、格段に野宿者支援体制は前進したと現場関係者から評価されている(沖野 2012)。

このような中、近年の野宿者運動と国家の関係性に関して青木秀男が批判的に整理・分析している(青木 2010)。

青木によると、野宿者運動は反失業運動・反貧困運動・反排除運動の 3 つのタイプに分類される。運動は一枚岩ではなく、特措法を分岐点として運動団体にも混乱が生じたと言われる。

行政との対抗を前提にしながらも、野宿者の苦境を前にして必要であれば提携すべき相手として行政を位置づける運動体は、行政に包摂されることで予測可能な存在となったと指摘する。逆に路上にとどまる野宿者を支援し、強制排除に反対するような反排除型の運動は孤立することになった(青木 2010)。

かつては対立していた国家と運動体(NPO)が協調することで生成する共振関係は、社会学の先行研究においても批判的に指摘されてきた。

なかでも仁平典宏は「ネオリベリズムとボランティアの共振」として 4 つの問題群に分類し運動の困難を指摘する。

仁平の論点を野宿者支援の文脈に変換するならば、1. 運動体の NPO 化によって行政の下請けとなる可能性をどのように考えるか 2.

「当事者運動」内における声なき声をいかにして集約するか 3. 限られた資源のなかでの「支援対象者」の線引きをどうするか 4. 支援を拒否するなどの〈応答困難〉な他者との関わりをどうするのか、といった協同をめぐる問題・課題がすぐさまうかびあがる。

しかしながら野宿者を支援する全国の NPO を見渡すときわめて多様な様相をなしており、上記の課題への取り組み方も様々である。

まず「ホームレス支援全国ネットワーク」に登録する NPO の数だけでも全国で 64 団体存在し、シェルターを行政委託されている団体もあれば、自前の借り上げシェルターを所有する団体もある。またそれぞれの地域によって運動団体の歴史的背景も異なる。

団体によって資源も歴史的背景も多様であるため、国家と運動体(NPO)と野宿者の関係性は違ったものとなるはずであり、上記の「国家に取り込まれた NPO / さらなる野宿者の選別」といった包摂と排除のスパイラルモデルも修正を迫られるはずである。

こうした社会的現実アプローチするうえで「野宿当事者運動」に着目することが最も肝要である。

運動団体による野宿当事者運動の記録は多数存在するが、それらの社会学的研究に関しては十分に検討されているとはいえない。

野宿当事者運動と支援者の関係性について質的調査を経た検討は Mosher, Heather I (2010) などがあり、申請者も上記問題関心にもとづき野宿者と支援者の関係性について検討してきたが(山北 2014)、これらは路上に集住する「路上コミュニティ」を想定したものである。

そこで、本研究では多くの野宿者がアパートや施設へと入所した「ポスト特措法体制」のもとで野宿当事者運動(=「自立生活運動」)はいかなる意義をもちうるのかについてさらに研究をすすめていきたい。

参考文献

- 青木秀男、2010、「権力と社会運動—野宿者運動の問い」『理論と動態』3
- Mosher, Heather I, 2010, "Issues of Power in Collaborative Research with Dignity Village," *Cultural Studies Critical Methodologies*, 10(1)43-56
- 仁平典宏、2005、「ボランティア活動とネオリベリズムの共振問題を再考する」『社会学評論』56(2)
- 沖野充彦、2012、「ホームレス自立支援法の 10 年とこらからの課題」『ホームレスと社会』5

2. 研究の目的

本研究の題目は「野宿者支援と『自立生活運動』の社会学的研究」である。

本研究では、野宿者・元野宿者の日常生活そのものが支援者との協同で「自立生活運動」として結実するものとする。

そしてこの「自立生活運動」とNPOなどによる野宿者支援（生活相談等）の総体を「野宿者運動」と規定する。

そのうえで、(1)各NPOごとに野宿者と支援者の関係性を記述し、比較検討する。

比較を通して、行政と支援団体の関係をめぐる従来のモデルを刷新することを狙った。

(2)再路上化・「自立困難」な事例を分析する。

野宿者には精神疾患や障害を抱えている人が多く存在することが指摘されているが、一方で継続的な支援が必要との認識が現場関係者の間でも浸透し「伴走的支援」や「見守りの支援」の必要性が求められる。そこで本研究では、障害を抱えた野宿者がどのように、「伴走的支援」のなかで自立生活へと移行するのかを明らかにすることを目的とした。

(3)「自立生活運動」と地域の接続過程を解明することを目的とする。

「野宿者」・「障害者」といった個別領域を横断するかたちで支援が行われている現場をふまえることで、「ホームレス自立支援法」以降の「野宿当事者運動」の意義や、よりよい支援のあり方を社会学的なエスノグラフィーを作成することで考察したい。

3. 研究の方法

上記の「ネオリベリズムとボランティアの共振問題」の問題群と連関させるかたちで、各NPO間の支援者と野宿者の関係性をめぐるエスノグラフィーを作成することを試みた。

その際、東京都の支援団体には日常的に活動に参加する中で研究を行った。また遠方の支援団体には視察・インタビューを行った（2014年度は東北地方、九州地方それぞれ1回。2015年度は東北地方1回、九州地方3回、中部地方1回。）

また、文献調査では、障害学の文脈に調査内容を再定位するために、知的・精神障害者と家族や施設めぐり文献を検討した。

その際、野宿へと至るリスク要因を検討すると同時に、なぜこれまで野宿者運動と障害者運動がうまく合流できなかったのか、を理論的に検討した。

なお、途中の研究成果報告は2014年度に3回（内1回は学会報告）2015年度に「都市貧困問題研究会」にて2回行った。

4. 研究成果

これまで社会学における野宿者研究は、障害という視点を中心に据えて分析してこなかった。一方、野宿者支援の現場では、本格的に当事者の障害に着目し始めている。

そこで本研究では社会学と現場の互酬的

な関係を意識しつつ、障害をかかえた野宿者への支援という社会的実践に伴う二つの困難を、障害学の知見を援用しながら研究史の文脈で指摘した。

一つ目は認定をめぐる困難である。従来の社会学的野宿者研究は野宿者に対する選別を権力作用とみなしてきたが、一方でカテゴリー化を行う者の逡巡を見逃してきた。

二つ目は、障害・病者であることを打ち出して、健常者社会を批判する実践に伴う困難である。従来の社会学的野宿者研究はこの異化の実践を抵抗とみなしてきたが、一方で抵抗それ自体を優先させてしまうことによる陥穽が見落とされてきた。

脱路上を見据えたうえでの障害認定は権力として批判されかねず、また路上における抵抗論からすれば「戦線離脱」であるかのように映る地域生活への移行の姿に、違った意味を見出すことは可能か検討した。

中でも本研究は知的・精神障害をかかえるひとりの男性に焦点をあて、彼がさまざまな他者と出会う中で、路上を脱し地域生活をおくるまでにどのような存在として位置づけられていくのかを考察した。

その際、当該の男性と支援者をはじめとする他者との相互作用において、随所に見られた状況に応じた「障害」の帰属は、決して「障害」を個人に帰属させ、不利益を集中させる実践ではなかった。

それは、「障害」を状況依存的に帰属させながら、当該の男性と支援者の間で、生活とその当事者の物語を更新する実践として再定位できた。

就労に特化した強力な主体を提示するか（その裏返しとして「保護すべき存在」と見做すことへの権力指弾）路上で留まる姿を抵抗と見做していた特措法前半の時代には、本研究が着目した一見両義的かつ動態的な実践は成立しえない。

従来の研究が障害を背景とするがゆえに、見えなかった障害の包摂の過程こそ、ポスト特措法以降の地域生活に向けて、野宿者支援の中でも積極的に再評価されるべきものとして、本研究は考える（この成果は「知的・精神障害をかかえた野宿者の地域生活への移行」『理論と動態』vol.8に掲載）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 1件)

山北輝裕「知的・精神障害をかかえた野宿者の地域生活への移行」『理論と動態』査読あり、vol.8、2015、pp55-73

〔学会発表〕(計 1件)

山北輝裕「偶発的な出会いが社会的に連綿

するとき-知的・精神障害をかかえた元野宿者が『地域生活』に移行するまでの生活誌」
解放社会学会、2014年9月6日、兵庫県西宮市・関西学院大学於

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山北 輝裕 (YAMAKITA, Teruhiro)
日本大学・文理学部・准教授
研究者番号：50579109

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：